平成２７年（フ）第８３１号
京都府向日市上植野町堂ノ前５番地の３　イトーピア向日Ｂ―621号
債務者　藤山　裕典
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９３０号
京都市山科区小野蚊ケ瀬町50　ダイシンｆビル203号室、住民票上の住所京都市山科区西野山百々町10番地38
債務者　髙橋タクシーこと　髙橋　信也
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９３８号
京都府八幡市男山八望３番地１―Ｂ46―603
債務者　鈴木　英治
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９４４号
京都市山科区西野離宮町36番地４　洛東タクシー（株）内寮
債務者　酒井　勝彦
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９６８号
京都府木津川市州見台１丁目15番地31　レオパレス州見台106
債務者　春田　利行
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９６９号
京都市西京区山田出口町24番地２　サン・クレール103
債務者　砂川　宏和
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２５号
京都市左京区一乗寺北大丸町30番地　第二永楽荘２－７号
債務者　堀　　卓嗣
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２７号
京都市伏見区淀美豆町684番地　ライオンズマンション淀リバーサイド304号
債務者　田中　美砂
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３３号
京都市左京区修学院茶屋ノ前町15番地７
債務者　鈴木　　弘
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３８号
京都市山科区小山一石畑12番地の７
債務者　ＭＳＫこと　笹田　一美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３９号
京都府京田辺市薪長尾谷29番地１　ピュアレジデンス田辺106号、前住所京都府京田辺市薪堀切谷12番地38　宮本様方
債務者　大下麗巳子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４０号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字浅美原30番地乙
債務者　照井雅代こと　趙　　昌代
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目１番地７（３－105）
債務者　堀川　利和
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５９２号
兵庫県尼崎市築地４丁目６番２―201号
債務者　関昌美こと　ＧＵＯ　ＣＨＡＮＧＭＥＩ（郭昌美）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３６号
奈良県桜井市大字大福281番地の18
債務者　濵田　裕明
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３３９号
奈良市法蓮町234番地の１　新大宮シティ・パル602号
債務者　杉本　朋美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２０３号
徳島県徳島市南昭和町７丁目79番地の６　リバーサイドＹＯＳＨＩＫＩ・203号室、旧住所徳島県徳島市新浜本町３丁目４番52―204号
債務者　高橋香緒里
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
徳島地方裁判所民事部